

レンタカー貸渡約款

2019年12月 改定版

社名 クローバーキャンピングカーレンタル 京都店

レンタカー貸渡約款

改正 令和元年年11月05日

目次

第1章 総則	1
第1条 (約款の適用)	1
第2章 貸渡契約	1
第2条 (予約)	1
第3条 (貸渡契約の締結)	1
第4条 (貸渡契約の成立)	2
第5条 (貸渡契約の解除)	2
第7条 (不可抗力事由による貸渡契約の中途終了)	2
第8条 (中途解約)	2
第9条 (借受条件の変更)	3
第10条 (貸渡契約の締結の拒絶)	3
第3章 貸渡自動車	3
第11条 (開始日時等)	4
第12条 (貸渡方法等)	4
第4章 貸渡料金	4
第13条 (貸渡料金)	4
第14条 (貸渡料金改定に伴う処理)	4
第5章 責任	4
第15条 (定期点検整備)	4
第16条 (日常点検整備)	4
第17条 (借受人の管理責任)	5
第18条 (禁止行為)	5
第19条 (違法駐車の場合の措置等)	6
第20条 (自動車貸渡証の携帯義務等)	7
第21条 (賠償責任)	7
第6章 自動車事故の処理等	7
第22条 (事故処理)	7
第23条 (補償)	8
第24条 (故障等の処理等)	8
第25条 (不可抗力事由による免責)	8
第7章 取消し、払戻し等	9
第26条 (予約の取消し等)	9

第27条	(中途解約手数料)	9
第28条	(貸渡料金の払戻し)	9
第8章	返還	10
第29条	(返還責任)	10
第30条	(レンタカーの確認等)	10
第31条	(レンタカーの返還時期等)	10
第32条	(レンタカーの返還場所等)	11
第33条	(レンタカーが乗り逃げされた場合の処置)	11
第9章	個人情報	11
第34条	(信用情報の登録と利用の合意)	11
第35条	(個人情報の利用目的)	12
第10章	雑則	12
第37条	(遅延損害金)	12
第38条	(契約の細則)	12
第39条	(管轄裁判所)	13
附則		13

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人（運転者を含む。以下同じ。）に貸し渡すものとし、借受人または運転者はこれを借り受けるものとし、なお、この約款に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとし、
2. 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとし、

第2章 貸渡契約

第2条 (予約)

1. 借受人または運転者は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ車種、開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者その他の借受条件を明示して予約することができるものとし、当社は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとし、
2. 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとし、
3. 前項により予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとみなす。
4. 第1項の借受条件を変更する場合には、あらかじめ当社の承認を受けなければならないものとし、
5. 当社は、借受人の希望する貸渡自動車の貸受を予約できることを保証するものではなく、天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の借受人による返還遅延、その他の事由により、借受人が予約を申し込むことができなかつた場合または予約が承認されなかつた場合にも、これにより借受人に生ずる損害について、当社は賠償責任を負わないものとし、

第3条 (貸渡契約の締結)

1. 当社は、貸渡しできるレンタカーがない場合又は借受人が第10条各号に該当する場合を除き、借受人の申込みにより貸渡契約を締結します。
なお、当社は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し運転免許証及び運転免許証以外の身元を証明する書類の提出並びに借受期間中に借受人と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めるとともに、運転免許証及び提出された書類の写しをとることがあります。
2. 貸渡契約の申込みは、前条第1項に定める借受条件を明示して行うものとし、
3. 当社は、貸渡契約を締結したときには、別に定める貸渡料金を申し受けます。

第4条 (貸渡契約の成立等)

1. 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとし、この場合には、予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
2. 当社は、天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の借受人による返還遅延、その他の事由により予約された車種のレンタカーを貸し渡すことができない場合において、他の貸渡自動車を代わりに貸し渡すことができない時、又は当社が案内した他の貸渡自動車の借受を会員が承認しない時は、当該予約は解除されたものとみなされます。これにより会員に生ずる損害について、当社は賠償の責任を負わないものとします。
4. 借受人または運転者は、第2項による代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

第5条 (代替車両の不提供)

1. 当社は、貸渡期間中に貸渡自動車の使用が不能になった場合には、会員に対して他の貸渡自動車を貸し渡す義務を負わないものとします。

第6条 (貸渡契約の解除)

1. 当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の1に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当社が前条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。
 - (1) この約款に違反したとき。
 - (2) 交通事故を起こしたとき。
 - (3) 第10条各号に該当することとなったとき。
2. 当社は、レンタカーが借受人に引き渡される前の瑕疵により使用不能となった場合には、第24条第3項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとします。

第7条 (不可抗力事由による貸渡契約の中途終了)

1. レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能になった場合には、貸渡契約は終了するものとします。
2. 借受人または運転者は、前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとします。

第8条 (中途解約)

1. 借受人または運転者は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合には、借受人または運転者は、第27条の中途解約手数料を支払うものとします。

2. 借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障のため貸渡期間中に返還したときには、貸渡契約を解約したものとします。

3. 前項によりレンタカーを返還したときには、当社は第4条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

第9条 (借受条件の変更)

1. 貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生じるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第10条 (貸渡契約の締結の拒絶)

1. 借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸渡契約の締結することができないものとします。

(1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証提示せず、または当社が求めたにも関わらずその運転免許証の写しの提出に同意しないとき。

(2) 酒気を帯びていると認められるとき。

(3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。

(4) チャイルドシートがないにもかかわらず6歳未満の用事を同乗させるとき。

(5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員もしくは関係者またはその他の反社会的組織に属しているものであると認められるとき。

(6) 提示した運転免許証の真偽が定かでないとき。

(7) 日本語でのコミュニケーションが取れないとき。

2. 当社は、借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

(1) 予約に際して定めた運転者とレンタカー引渡時の運転者が異なるとき。

(2) 貸渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の保有期間に達していないとき。

(3) 過去の貸渡しについて、貸渡料金の支払いを滞納しているとき。

(4) 過去の貸渡しにおいて、第18条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。(5) 過去の貸渡し(他のレンタカー事業者の貸渡しを含む。)において、第33条に掲げる事項に該当する行為があったとき。

(6) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款または保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。

(7) 別に明示する条件を満たしていないとき。

第3章 貸渡自動車

第11条 (開始日時等)

1. 当社は、第3条第2項で明示された開始日時及び場所で、第15条に定めるレンタカーを貸し渡すものとしします。

第12条 (貸渡方法等)

1. 当社は、借受人が当社と共同して道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないことを確認したうえで当該レンタカーを貸し渡すものとしします。

2. 当社は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を発見した場合には、交換等の処置を講ずるものとしします。

3. 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局陸運支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとしします。

第4章 貸渡料金

第13条 (貸渡料金)

1. 当社が受領する第4条の貸渡料金は、レンタカー貸渡時において地方運輸局陸運支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長に届け出て実施している料金表によるものとしします。

2. 当社が受領する貸渡料金の額は、基本料金及び貸渡しに付帯する付帯料金の合計額としします。

第14条 (貸渡料金改定に伴う処置)

1. 前条の貸渡料金を第2条による予約をした後に改定したときは、前条第1項にかかわらず、予約のときに適応した料金表によるものとしします。

第5章 責任

第15条 (定期点検整備)

1. 当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとしします。

第16条 (日常点検整備)

1. 借受人または運転者は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第17条（借受人の管理責任）

1. 借受人または運転者は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
2. 前項の管理責任は、レンタカーの引渡しを受けたときに始まり、当社に返還したときに終わるものとします。
3. チャイルドシートおよびジュニアシートは、借受人または運転者の責において正しく装着するものとし、当社はその装着について一切の責を負わないものとします。

第18条（禁止行為）

1. 借受人または運転者は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 当社の承認及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第12条第3項の貸渡証に記載された運転者および当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
 - (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
 - (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等、その原状を変更すること。
 - (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
 - (6) 当社の承諾を得ることなく、撮影またはイベント等にレンタカーを使用すること。
 - (7) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
 - (8) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。
 - (9) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
 - (10) 交通法規に則らないでレンタカーを運転すること。特に飲酒運転をした場合は、いかなる理由によってもその責を免除されず、当社に対して違約金として金30万円を支払うものとする。尚、当該違反の結果、当社に損害が生じた場合には、借受人または運転者は、別途当該損害を賠償する義務を追うものとする。
 - (11) ペットの同乗をすること。当社がペットを同乗させたと判断した場合、抜け毛、異臭、シミ等の清掃料金および違約金を当社に支払うものとします。
 - (12) その他第2条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

第19条（違法駐車の場合の措置等）

1. 借受人または運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人または運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。
2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時または当社の指示する時までに取扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人または運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書または納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人または運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
5. 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合または借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人または運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」という。）を請求するものとします。この場合、借受人または運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。
 - （1）放置違反金相当額
 - （2）当社が別に定める駐車違反違約金
 - （3）探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
6. 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」という。）を申し受けることができるものとします。

7. 借受人または運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額から手数料を引いた額のみを借受人又は運転者に返還するものとします

第20条（自動車貸渡証の携帯義務等）

交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。

2. 借受人または運転者は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第21条（賠償責任）

1. 借受人または運転者は、レンタカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。

第6章 自動車事故の処理等

第22条（事故処理）

1. 借受人または運転者は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

（1） 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

（2） 当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。

（3） 当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。尚、当社の承諾なく相手側との示談、修理等を実施した場合、保険の範囲内であったとしてもその全額を借受人に請求するものとします。また正しく補修されなかった場合は、再修理の金額を請求するものとします。

（4） レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

2. 借受人または運転者は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。

3. 当社は、借受人のため当該レンタカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第23条（補償）

1. 当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が負担した第21条の損害賠償責任を次の限度内においててん補するものとします。

(1) 対人補償 1 名限度額 無制限

(自動車損害賠償責任保険を含む。)

(2) 対物補償 1 事故限度額 無制限

(免責額 10 万円)

(3) 車両補償 1 事故限度額 600 万円

(免責額 10 万円)

(4) 搭乗者補償 1 名限度額 500 万円

2. 保険約款または補償制度の免責制度に該当する場合には、第1項に定める保険金または補償金は支払われません。

3. 保険金または補償金が支払われない損害および第1項に定める保険金額または補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします。

3. 当社が第1項の対人保険金額または補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払ったときは、借受人または運転者は、直ちにその超過額を当社に弁済するものとします。

4. 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額および当社の定める補償制度の加入料相当額は、免責金額を除き貸渡料金に含まれます。

第24条 (故障等の処置等)

1. 借受人または運転者は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときには、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

2. 借受人または運転者は、レンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとします。

3. 借受人または運転者は、レンタカーの貸渡し前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、当社からの代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとします。

4. 借受人または運転者は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に請求できないものとします。

第25条 (不可抗力事由による免責)

1. 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生じる損害について借受人の責任を問わないものとします。借受人または運転者は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

2. 借受人または運転者は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡し又は代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

当社は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとします。

第7章 取消し、払戻し等

第26条（予約の取消し等）

1. 借受人または運転者は、第2条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払いがあったとき、当社は予約申込金を返納するものとします。
2. 当社は、第2条の予約を受けたにもかかわらず、当社の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、予約申込金を返納するものとします。
3. 第2条の予約があったにもかかわらず、前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は予約申込金を返納するものとします。
4. 当社及び借受人または運転者は、貸渡契約を締結しなかったことについて、前3項に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第27条（中途解約手数料）

1. 借受人または運転者は、第8条第1項の中途解約をした場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金のほか、次の中途解約手数料を支払うものとします。

中途解約手数料

= { (貸渡契約期間に対応する基本料金)

- (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金) } × 50%

第28条（貸渡料金の払戻し）

1. 当社は、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払い戻すものとします。

(1) 第6条第2項により、借受人が貸渡契約を解除したときには、受領した貸渡料金を返還しないものとします。

(2) 第7条第1項により、貸渡契約が終了したときは、受領した貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約が終了となった期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額

(3) 第8条第1項により、借受人が中途解約したときは、受領した貸渡料金から、貸渡しから中途解約により返還した期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額

2. 前項の払戻しに当たっては、中途解約手数料その他受領すべきものがあるときは、これと相殺することができるものとします。

3. 借受人および運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求も出来ないものとします。

第8章 返還

第29条 (返還責任)

1. 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとしします。
2. 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとしします。貸出時にお預かりした保証金から充当しますが、保証金額以上の損害時は、別途請求させていただきます。
3. 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとしします。

この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとしします。

第30条 (レンタカーの確認等)

1. 借受人または運転者は、ガソリンや軽油等の燃料を満タンに補充した上で、車内を貸出時の状態に戻し、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとしします。レンタカーを当社に返還するとき、通常の使用によって摩擦した箇所を除き、引渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとしします。なお、借受人または運転者が、返却時のガソリンとの補充を怠った場合は、その違約金として別に定める燃料補充金を支払うものとしします。車内に著しい汚損・臭気がある場合、当社に無断、または使用条件に反してペットを乗車させた場合、禁煙車両で喫煙が確認された場合は、その違約金として別に定める内部クリーニング代金を支払うものとしします。
2. 当社は、レンタカーの返還に当たって、借受人の立会いのうえ、レンタカーの状態を確認するものとしします。
3. 借受人または運転者は、レンタカーの返還に当たって、当社の立会いのうえ、レンタカー内に借受人または同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカー返還後においては、遺留品について一切の責を負わないものとしします。

第31条 (レンタカーの返還時期等)

1. 借受人または運転者は、レンタカーを借受期間内に返還するものとしします。
2. 借受人または運転者は第9条第1項により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金又は変更前の貸渡料金と超過料金のうち、いずれか低い方の金額を払うものとしします。

第32条 (レンタカーの返還場所等)

1. レンタカーの返還は、第3条第2項により明示した返還場所に返還するものとしします。ただし、第9条第1項により返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとしします。

2. 借受人または運転者は、前項ただし書の場合には、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

3. 借受人または運転者は第9条第1項による当社の承諾を受けることなく、第3条第2項により明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料

=返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×150%

第33条（レンタカーが乗り逃げされた場合の処置）

1. 当社は、借受人が貸渡期間満了したにもかかわらず、前条第1項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続きのほか、（社）全国レンタカー協会への乗り逃げ被害報告をする等の措置をとるものとします。

2. 当社は、前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により、レンタカーの所在を確認するものとします。

3. 第1項に該当することとなった場合、借受人または運転者は、第21条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人の捜索に要した費用を負担するものとします。

第9章 個人情報

第34条（信用情報の登録と利用の合意）

1. 借受人または運転者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、借受人または運転者の氏名、生年月日、運転免許番号等を含む個人情報など客観的な貸渡事実に基づく信用情報が、（社）全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が（社）全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されることに同意するものとします。

（1）当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合

（2）当社に対して第19条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合

（3）第33条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

第35条（個人情報の利用目的）

1. 当社が借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

（1）レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成するなど、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。

(2) 借受人または運転者に対し、レンタカー、中古車及びその他当社が取り扱っている商品の紹介およびこれらに関連するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。

(3) 借受人および運転者の本人確認及び審査をするため。

(4) 当社の取り扱う商品およびサービスの企画開発、またはお客様満足度工場の検討を目的として、借受人または運転者に対しアンケート調査を実施するため。

(5) 個人情報を経営的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2. 第1項各号に定めていない目的で借受人の個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第36条（個人情報の利用の同意）

1. 借受人または運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人または運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、レンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることや関係機関へ情報提供されることに同意するものとします。

(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合

(2) 当社に対して第19条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額支払いがない場合

(3) 第33条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

(4) その他、当社が契約の履行に必要と判断した場合

第10章 雑則

第37条（遅延損害金）

1. 借受人または運転者は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第38条（契約の細則）

1. 当社は、この約款の実施に当たり、別に細則を定めることができるものとします。

2. 当社は、別に細則を定めたときには、当社の営業所に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとします。又これを変更した場合も同様とします。

第39条（管轄裁判所）

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則

この約款は、令和元年12月3日から施行します。